

千葉しすい病院（介護予防）通所リハビリテーション運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、医療法人社団千葉光徳会（以下「事業者」という。）が設置する千葉しすい病院（以下「事業所」という。）において実施する指定（介護予防）通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態〔介護予防にあつては要支援状態〕にある高齢者等（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な（介護予防）指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

第2条 事業所の職員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、リハビリ援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 （介護予防）通所リハビリテーションの提供にあつては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名称 千葉しすい病院（介護予防）通所リハビリテーション

（2）所在地 千葉県印旛郡酒々井町上岩橋 1160-2

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

（1）医師 1人（常勤兼務）

医師は、事業所の従業者の管理者及び業務の管理を一元的に行うと共に、利用者の症状に応じた医学的管理を行う。

（2）従業者

リハビリ専門職（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士） 利用者が100人又はその端数を増すごとに1人以上。サービス提供時間の中でリハビリテーションの提供を行う時間帯は理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士のいずれかのリハビリ専門職を配置するものとする。

リハビリ専門職は、通所リハビリテーション計画を作成し、必要なリハビリテーションを提供する。

看護職員、介護職員 提供時間帯を通じて、専ら提供職員を1以上配置することとし、利用者が10人を超える場合は、利用者の数を10で除した数以上確保する。

看護職員、介護職員は、リハビリテーションに伴って必要な看護、介助及び援助を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

（1）営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、日曜日及び年末年始（12月31日から1月3日）を除く。

（2）営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

（3）サービス提供時間 午前9時30分から午後3時45分までとする。

（利用定員）

第6条 利用定員は1日あたり30人とする。

（（介護予防）通所リハビリテーションの内容及び利用料等）

第7条 （介護予防）通所リハビリテーションの内容は次のとおりとし、（介護予防）通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスの場合は、介護保険負担割合証に記載された割合の額とする。

（1）機能訓練（理学療法士等による個別の機能訓練）

（2）アクティビティ（身体活性化の手助け）

（3）教養娯楽・鑑賞

(4) 入浴・食事・排泄介助・その他日常生活の介助・送迎

(5) カンファレンス（定期的な計画の見直し）

2 介護保険外の施設サービス利用料(非課税)は別に定める料金表の通りとする。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(介護予防)通所リハビリテーション計画の作成)

第8条 医師などの従事者は、診療又は運動機能検査及び作業能力検査等をもとに共同して利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した(介護予防)通所リハビリテーション計画を作成する。

2 (介護予防)通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成する。また、(介護予防)通所リハビリテーション計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合には、当該(介護予防)通所リハビリテーション計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更する。

3 医師等の従事者は、(介護予防)通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに利用者に交付する。

(緊急時等における対応方法)

第9条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師等に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあつては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第10条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、印西市、佐倉市、酒々井町、富里市、成田市、八街市（原則として千葉しすい病院より直線距離6キロ圏内）の区域とする。

(非常災害対策)

第12条 事業所は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員並びに利用者及びその家族に周知するとともに、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行なう。

2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民等の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(業務継続計画の策定等)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対し(介護予防)通所リハビリテーションの提供を継続的に実施するための、及び非常期の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報保護)

第14条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第15条 従業者は、利用者に対して従業者の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。

2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。

- (1) 主治の医師からの指示事項等がある場合には申し出る。
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (3) 体調不良等によって通所リハビリテーションに適さないと判断される場合には、サービスの提供を中止することがある。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 感染症が発生しまたはまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染対策の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用しておこなうことができるものとする）を概ね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第17条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に十分に周知する。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する者とする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業者は、全ての通所リハビリテーション従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む）の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制も検討、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年2回
- (3) 感染対策に関する研修 年2回
- (4) 虐待防止に関する研修 年2回
- (5) 認知症に関する研修

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、医療法人理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和2年 1月 1日から施行する。

令和2年11月 1日 改正

令和3年 7月 1日 改正

令和6年 3月 1日 改正